

平成26年6月24日

越谷市教職員組合
執行委員長 山田 有三 様

越谷市教育委員会
教育長 吉 田 茂



越谷市教職員組合の「民主的な教育行政を求める要求書」への市教委回答

2014年5月27日付けで要求のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 各学校では、教職員の意見を聞くなど学校の民主的運営に努力することを各学校長に徹底すること。

教育委員会としましては、教職員が相互に理解を深め、持てる力を最大限に発揮して、積極的に学校運営に参画できるよう、校長会等を通し適切な学校経営の推進に向けてはたらきかけをしてまいりたいと考えております。

2. 安全衛生管理体制の推進について

- (1) 衛生推進者の選任を職員に知らせること。その際、選任を民主的に行い、所属長代理である教頭からは選任しないこと。衛生推進者の講習会への参加を今後も進めていくこと。

衛生推進者の選任については、所属長である校長が選任することになっていきます。また、衛生推進者の職務内容からも、年度初めの職員会議において校務分掌と併せて職員に伝えられるものです。

本年度、複数教頭配置の小学校1校で、校内2名の衛生推進者のうち、1名が教頭で選任されておりますが、この衛生推進者である教頭は、所属長の代理者ではなく、もう1名の教頭が代理者となっております。さらに、衛生推進者の講習会への参加については、各年度の予算に合わせて、衛生推進者の有資格者がいない、あるいは少ない学校に優先的に、順次参加できるよう考えています。

- (2) 衛生推進者の研修会を充実させること。特に、各学校の安全衛生活動の交流を進めること。

昨年度は、衛生推進者の研修会と教職員対象のメンタルヘルス講演会を開催し、その中で、校内における衛生推進者の役割、各学校の衛生委員会の運営、教職員のメンタルヘルスケアの推進等について研修を行いました。

今年度は、既に5月16日に衛生推進者研修会を開催し、各学校の安全衛生に関する取り組みの参考となるよう研修内容に配慮しております。具体的には、各小・中学校における学校衛生委員会の取り組みについて情報交換の時間を設定したり、メンタルヘルスガイドブック（教職員用）の各小・中学校の活用状況に関する情報交換の時間を設定したりして、研修の充実を図っております。

- (3) 各学校の衛生委員会で解決できない事案については、市の衛生委員会に反映させる仕組みを作ること。

各学校の衛生委員会であがった検討課題は、まず、各学校の衛生委員会において調査審議していただき、解決が難しい課題は、市の小・中学校衛生委員会で調査審議の必要性があるとし、校長を通して事務局まであげていただくこととなっております。

- (4) 「越谷市小中学校におけるハラスメントの防止に関する要綱」を職員に徹底すること。

越谷市立小中学校におけるハラスメントの防止に関する要綱を制定し、平成26年4月1日から施行する旨を、平成26年3月28日付通知文書によって通知いたしました。今後も、市内小中学校全ての教職員が正しい共通認識のもとハラスメントのない良好な職場環境を維持できるよう指導してまいります。

3. 過重労働の解消・業務の精選

- (1) 「教員が子どもと向き合う時間を確保」するため、埼玉県教育委員会に設置された「学校における負担軽減検討委員会」をうけ、越谷市でも「学校における負担軽減検討委員会」を設けること。その際、現場の代表者も構成員とすること。

埼玉県教育委員会の「学校における負担軽減検討委員会」で検討された内容が、平成24年3月に報告書としてまとめられました。この報告書では、市町村立学校における今後の対応について検討された事項も取りあげられており、本市でもこれらを参考に、また、これまですでに本市で進められてきた学校における負担軽減の取組を充実させることで、教員が子どもと向き合う時間の確保に引き続き努めてまいります。

- (2) 「平成20年度越谷市立小中学校教職員の勤務時間外執務状況調査」と比べ、勤務時間外執務状況がどのように変化してきたか、数値として示すこと。また、今年も「勤務時間外執務状況調査」を行うこと。

勤務時間外の自発的な取組時間につきましては、現在は、管理職が現認する方法、記録用紙等に教職員自身が記載したものを確認する方法、タイムレコーダーなどにより確認する方法など、各学校の実情に応じて、市内すべての小中学校で確認が行われております。今後も、健康管理の観点から勤務時間の把握が適切に行われるよう引き続き指導してまいります。また、各学校の実態を踏まえた安全衛生に関する取り組みについて調査し、工夫した取り組みを衛生委員会だよりや衛生推進者研修

会等で各学校に広げております。各小・中学校においては、衛生委員会等の主体的な活動が進み、教職員が自ら標語を作成し掲示するなどの工夫をする学校も多数見られるようになりました。また、ICT導入による校務の効率化により「文書管理がしやすくなった。」「指導案作成等の作業が容易になった。」といった声が聞かれます。統一発表日に関しましても「学級を自習にしないで済んでよかった。(心理的負担の軽減)」 「自習課題作成と処理の業務が軽減された。(実務の軽減)」といった声が聞かれます。今後も、学校現場の負担軽減に向けた取り組みを続けてまいります。

(3) 教育研究委嘱を強制しないこと。また、市教委の委嘱を削減すること。

研究委嘱を強制するということはありません。これからも校長会をとおして学校の主体性を尊重し、委嘱をしていきたいと考えております。また、国や県の動向を踏まえつつ、越谷市で学ぶ児童生徒の直面する教育課題に即した委嘱をしていきたいと考えております。

(4) 学校に、参加・発表・報告を要請する団体に精選を呼びかけること。

団体の参加等に関する依頼につきましては、児童生徒の一人ひとりの個性を伸ばす機会として、各学校にお知らせしております。参加等の判断は、児童生徒の実態を踏まえ、内容や時期を各学校で検討していただいております。子供たちが自信を持って学校生活をすごす一助となるよう、今後もお知らせしていきたいと考えております。

(5) 度を越した「人権の集い」事業の要請について、市として関わらないこと。

※1

「埼葛人権を考えるつどい」は、埼葛12市町と人権啓発推進埼葛実行委員会の主催により、「埼玉県地域人権啓発推進委託事業」の一環として開催されています。今年度で第23回を迎えますが、あらゆる人権問題の早期解決に向けて、地域間の交流を通じて、地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目指しております。

各小・中学校には、校長会等をとおして、市長及び教育長名で本事業に係る協力をお願いしているところです。各校の人権教育の推進という視点から、取組をとおして、児童生徒が人権について考える機会としていただきたいと存じます。また、3年が経過した今もなお、避難生活を余儀なくされている東日本大震災の被災者、加えて、地震だけでなく、豪雨や豪雪などにより甚大な被害のあった被災地や被災者に向けて、思いをはせる機会としていただきたく存じます。

(6) 教職員への一層の負担となる新たな研修制度を設けないこと。また、越谷独自の「指導力向上研修会」をやめること。

大量退職、大量採用時代を迎えた現在、教員の指導力や専門性の維持・向上のために、ライフステージに応じた専門研修や越谷市独自の指導力向上研修等の年次研修を充実させることは重要と捉えています。

越谷市教育委員会では、子どもたちの生きる力を育むため、社会の要請や教員のニーズ、負担軽減を含め、絶えず見直しを図っています。研修1コマ90分とした場合、今年度は4年前と比較して183コマ縮減しております。

昨年度2066名を対象に実施した研修会後のアンケート結果では、「研修内容は分かりやすかったですか」という質問に対して、「分かりやすかった」と回答した教員が98.9%、「研修の内容は、学校での教育実践に役立つものでしたか」という質問に対して、「役立った」と回答した教員が98.9%、「あなたはこの研修に意欲的に取り組みましたか」という質問に対して、「取り組んだ」と回答した教員が98.9%でした。このことから、市教委主催研修会は、対象者が主体的に参加し、子どもたちの指導に活かせる実践的な研修だと認識しております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後も研修内容の充実を図り、回数等も考慮し実践的な研修を進めてまいります。

(7) 部活動の扱いについて労基法の主旨に則り、市教委の平成13年度通知(「土日のどちらかは1日休むこと」)が守られているか調査すること。

中学校学習指導要領には、「生徒の自主的、自発的な参加による部活動については、スポーツや文化及び科学に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。(第1章総則 第4 2(13))」と明記されております。

このことに基づき、学校の教育活動の一環として適正な部活動を実施し、学校と家庭・地域が連携して児童生徒の成長を見守る態勢を支援しつつ、各学校において生徒の目標や、顧問の先生の状況に合わせた部活動を行うよう引き続き指導を行ってまいります。また、より良い部活動運営のために、今年度新たに、希望者を対象とした「部活動指導者研修会」を実施し、部活動顧問としての資質向上を図ってまいります。

(8) 児童・教職員の健康・安全を損なう勤務時間前後の長期にわたる対外体育的行事の練習は違法であることを明言すること。またそのような練習に歯止めをかけるよう指導すること。

体育的行事をはじめとする対外行事の練習については、校長の指導のもと、各学校の実態に応じた練習計画を立てて行っているものです。教育委員会としましては、児童、教職員に過度の負担がかかることのないよう、引き続き各学校に指導してまいります。

(9) 週案の提出を強制することがないように指導すること。

週案の提出は、校長の職務である教育課程の管理の一環として、教育課程が計画どおり実行されているかを知るために求めています。教育委員会としましては、週案の提出を求めることにより、教職員に過度の負担とならないよう、各学校に指導してまいります。

(10) 初任者にとって過度な負担となり、学校の実情にもそぐわない初任者研修制度をさらに改善するよう県に強く働きかけること。

初任者研修は、教育公務員特例法第23条に規定された法定研修で、教員としての実践的指導力と使命感を養うこととともに、幅広い知見を得ることを目的としており、教育活動を実践していく上で極めて重要なものと捉えています。

平成26年度小・中学校初任者研修は、「課業日2日間の機関研修を長期休業日に変更」、「年10回実施の校内研修での研究授業を6回に縮減」など、学校の実情や初任者への負担も考慮しております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後も県教育委員会と連携して初任者研修を進めてまいります。

(11) 現在使われている出席簿を、欠席簿にするなど、より簡潔な欠席簿とすること。

適切に児童・生徒の出席状況を把握できるよう出席簿を作成しています。記入の仕方について明確に提示し、必要に応じて工夫・改善しております。

(12) 土曜日授業、夏休みの短縮の計画をしないこと。

教育課程の管理は、今年度も市内各小・中学校において適正に行われております。現在のところ、土曜日授業、夏休みの短縮の計画はございません。

(13) 教頭・教務が積極的に授業を受け持つように指導すること。

教頭、教務の持ち時数に関しては、各学校の実態に応じて校長が命じ、年度当初の報告により把握しております。

(14) 「自主的」という建前の時間外勤務を助長するような管理職の言動・評価などをなくすよう、事例を挙げて指導すること。※2

勤務時間の割振りについては、各学校の校長が適切に行っております。また、校長が教員に通常の勤務時間を超えて勤務を命じる場合には、「週休日等の割振り変更」によって、校長の事前命令、割振り等を行う日を設定した上で適切に行っております。

さらに、教職員の評価に関しては、勤務時間外の活動でなく、勤務時間内の職務遂行の状況や結果を適正に評価することを各校長に対して指導しております。

4. 勤務時間・超過勤務の調整について

- (1) 厚生労働省通達「公立学校等における労働安全管理体制の整備促進について」(2009. 4. 20)にもとづき、教職員一人ひとりの始業・終業時刻を把握すること。それを確実なものとするためタイムカードを導入すること。また、記録簿の保管(3年間)の義務を各学校長に周知・指導すること。

教員の「校長が勤務時間の割り振りを行った時間以外に、子どもたちのよりよい成長を目指した自発的な取組」に関しては、教員の自己管理により仕事が行われており、教員の裁量を尊重しつつもこうした時間も把握し、教員の安全や健康をそこなわないように支援していくことが重要となります。そこで、教育委員会としましては、従来から学校訪問、関係表簿等の確認及び校長会、教頭会における指導・助言等を通して、「校長が勤務時間の割り振りを行った時間以外での教職員の取組時間」の確認を進めるよう指導してまいりました。なお、管理職がこのような時間を把握するとともに教員自らも労働時間を直接把握する方法として自己申告を基本とした把握の方法をその一つとして校長会で示しております。

また、タイムカードについては、平成21年4月20日付けで文部科学省から出された通知文「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について」の「学校における労働安全衛生管理体制の整備の際の留意点」の中で教職員の勤務時間の適正な把握として示された内容にあることから、一つの方法として、これまでと同様、今後も校長会等で提示してまいりたいと考えております。

- (2) 休憩時間を実質的に確保すること。計画された休憩時間が取れなかった場合には、その日のうちに取れるように各学校に指導すること。

休憩時間につきましては、適正な勤務時間の割振りのもと、実質的な確保に向けて、各学校での実態を考慮しながら、日課表の作成、運用に工夫するよう各校長に対して指導してまいります。

- (3) 割振りの申し出がない場合であっても、割振りの実態があれば校長が割振りを促すこと。校長が実態を黙認することがないように指導すること。

勤務時間の割振り変更につきましては、先に行われました校長会・教頭会の場や教育長による学校訪問等、これまでも機会を捉えて指導してまいりました。今後につきましても、勤務時間の割振り変更が適正に取り扱われるよう、引き続き各学校に促してまいります。

- (4) 計画化された時間外勤務については、校長が割振りを事前に明示するように指導すること。

従前の校長会等での説明の際、事前に、校長が勤務時間を超えて勤務を命ずることが想定されるような場合については、本通知の趣旨に基づき、勤務時間の割振り変更の対象として、適切に校長の事前命令を行うようお願いしました。

5. 「教職員の人事評価制度」について、市教育委員会と評価者である校長・教頭は、「埼教連と県教委の団体交渉確認事項」(2005年10月19日&2007年12月25日)に沿った運用を図ること。

「埼教連と県教委の団体交渉確認事項」に沿った運用が図られるよう、校長会・教頭会、評価者研修会を通じて、指導してまいります。

6. 義務教育にそぐわない中学校選択制度をやめること。この制度の問題点をどのように捉えているかを明らかにすること。各学校で弊害が生じないようにすること。

中学校選択制は、市民の学校教育への関心の高まりを受け、子ども一人ひとりがより充実した中学校生活を送れるようにするとともに、各中学校が取り組んでいる特色ある学校づくりを一層推進することを目的に、平成18年度新中学1年生より実施しています。実施後、8年を迎え、広く市民に定着をしてくれているものと考えております。

昨年度より中学校選択申請書の裏面を利用し、6年生保護者対象の中学校選択制アンケートを実施しております。「中学校を選択することができることについてどのように思いますか」の問に、「中学校選択制を利用せず、基本校を選択した保護者」においては89.6パーセント、「中学校選択制を利用し、基本校ではない中学校を選択した保護者」については92.5パーセントが「とてもよい・まあまあよい」と回答がありました。基本学区選択者・基本学区外選択者ともに、中学校選択制を肯定的に捉えていることが分かります。自分の意思で中学校を選択する本制度について一定の成果があがっていると考えているところです。

実施においては、子どもたちや保護者が主体的に学校を選択できるよう冊子「越谷の中学校」を作成配付し、各中学校においても学校公開の日程を十分検討していただいております。また、各小学校の説明会においても3年間無理なく安全に通うことができるよう十分な説明をしていただいております。

今後も、生徒一人ひとりが充実した学校生活を送れるようにするとともに、各学校が取り組んでいる特色ある学校づくりを一層推進するため、本制度の充実に努力をしてまいります。

7. 「全国一斉学力調査」等において、市または学校が競争を煽るような結果の公表を行わないこと。また、具体的な数値を示し、学校を威圧しないこと。

全国学力・学習状況調査は義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に行われています。教育委員会としましても、市内小・中学校が指導法の工夫改善を行い、基礎・基本の確実な定着を図ることを支援するため、越谷市の状況を検証し市内小中学校に伝えてまいります。

なお、教育委員会として、具体的な数値目標の設定を市内小・中学校に強制したり、各学校の順位を公表したりして競争を煽るようなことはありません。

8. 産休・育休・病休・介護休暇等の代替教員の期日通りの配置に特段の努力をすること。

ここ数年、新採用教員の採用者数が多いこと。また、教員の仕事が大変な激務であるという認識が広まっていることなど、昨今の社会状況等の要因により、小・中学校ともに臨時的任用職員に充てるための教員免許状所有者が、大変不足している状況にあります。

教育委員会としましては、代替措置について、医師の診断書及び校長からの第一報をもとに、期日通りの配置に努めておりますが、今後さらに他県も含めた他市町村教委との連携を密にするとともに、近隣の大学への積極的な働きかけ等を継続し、対応に努力してまいります。

9. WHOも安全性に疑問を呈している「集団フッ素洗口・塗布」の中止を実施学校に働きかけること。

埼玉県では、フッ化物を利用したむし歯対策事業について、一般財団法人埼玉県歯科医師会に委託して実施をしております。そのため、越谷市におきましても、フッ素洗口については、学校歯科医の管理と指導の下に、学校（教職員）や保護者がその必要性を理解し、同意のもとに進めております。

10. 一部学校医による不適切な言動に対し、改善を求め、学校の混乱を解消すること。

学校医による健診につきましては、実施計画についての説明など、事前打ち合わせを密に行い円滑に実施できるよう、学校を指導してまいります。

11. 平成27年、越谷市が中核市になり、現行の研修がどのように変化するのか、早期に明らかにすること。

中核市になると、県主催の県費負担教職員研修が移譲されることとなりますが、詳細につきましては、今後、校長会を通じて、全職員に周知を図っていきたいと考えています。

※1 一昨年度実施したアンケート結果を示す。折鶴は現地にきちんと届いているのか、関係団体に確認する。

※2 時間外の活動（掃除、ライン引き、草取り、残業、自主練習指導）をしている職員について、皆の前で褒める・推奨する。時間外に設定してある研修会等の参加を、暗に強制する、参加している者を皆の前で、または個人的にしる、ことさら褒める。